

第16回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午前9時30分から10時06分
2. 開催場所 中央公民館第1会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田 真盛	4番	黒木 りか
	5番	小山 幸良	6番	中之藪 堅二郎
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久
	9番	中畠 一三		

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農業委員	10番	上山 幸夫
------	-----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	崎田 善昭
----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第7号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和5年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長
農地集積支援員

中峯 智恵美
牛野 学

7. 会議の概要

事務局 始めに資料の訂正をお願いします。33 ページの譲受人の住所「東京都調布市深大寺東町7丁目44番1号」とあるのを「東京都調布市深大寺東町7丁目44番地1」に訂正願います。

事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。

農業委員 議席番号10番 上山幸夫委員。

農地利用最適化推進委員 崎田善昭推進委員です。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第16回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中畠一三委員、1番 久保田力雄委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第7号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の3ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で1件です。

資料は4ページ、内訳書です。

整理番号1番、京都府宇治市〇〇××番地、A・90歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・58歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当たり〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は5ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間

管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議案第 1 号について、質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：C、譲受人：D 外 3 件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。
資料は 6 ページをお開きください。
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転が 4 件です。資料を読み上げます。
整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 D です。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 4 筆。地目は畑、地積は 5 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、7 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 11 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 E。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 F です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 2 筆。地目はすべて畑、地積は 3 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、8 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 16 ページから添付しています。

整理番号 3 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は23ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、西之表市〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか2筆。地目はすべて畑、地積は3筆合計●●m²です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、10ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は28ページから添付しています。

以上4件につきましては、11月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番 担当農業委員が、私12番ですので説明します。

12番委員 整理番号1番。CさんとDさんは親子でございます。図面を見ると分かりますが、真ん中にDの畑があり、それをCの畑が囲んでおります。先々、経営を息子に譲りたいということで今回地籍調査の折に、ついでに息子に贈与しようということで所有権移転になりました。

現地調査の際には、私が欠席で、局長が立ち会いましたので、代理で説明をお願いします。

事務局 はい。会長が説明したとおりでありまして、内容的にはDが経営拡大をしていくということでしたのでよろしく申し上げます。

議長 長 ありがとうございます。整理番号2番・4番 6番委員。

6番委員 2番のEさんとFさんは親戚関係はなく、知人のKさんの紹介ということで話がまとまりました。

Fさんは高齢で食堂を営んでおりますが、来春でいったん経営終了をして、その後はゆっくり自家野菜を作りたいということでした。

4番のIさんとJさんについては、6月総会で5条申請をされて今家を作っているところです。現地調査の前に、棟上式がございました。Jさんは農協に勤めており、宅地に面した土地は3条で押さえております。本人と親と祖母に確認したところ、安納芋と家の周りに野菜を作りたいということでした。以上です。

議長 長 整理番号3番 9番委員。

9番委員 GさんとHさんは親戚関係であります。Hさんが1昨年くらいから土地を借りてパプリカを栽培していましたが、借りるより買う方が良いという

ことで話がまとまりました。Gさんの方もちょうど資金が必要だったようです。よろしくお願いします。

議長 以上で説明が終わりました。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：L、譲受人：Mを議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の33ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、東京都調布市〇〇××番地。

M 理事長 N。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番ほか1筆。

登記・現況地目は田、2筆合計地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

資金は、土地取得費〇〇円、登記費用〇〇円の合計〇〇円で、令和6年事業年度予算で賄うものです。

転用目的としましては、保安用地です。

転用事由の詳細としまして「人工衛星等の打ち上げ作業及び各種試験、CFT試験作業時の保安用地として使用する」とのことです。

隣接地等に対する被害防除計画の概要としまして

「近隣及び周辺の耕作地(農地)に迷惑をかけないように田んぼの耕転を年7回、法面及び畦畔の草刈り作業を年5回実施する」とのことです。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は34ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、11月11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま

す。

整理番号1番、9番委員。

9番委員

当該地は警戒区域射点3キロメートル圏内に位置していきまして、旦那さんが亡くなってからLさんが自分で耕作していましたが、本人も高齢のため経営縮小したい、後継者もいないということでMに相談したところ買収対象にして良いのではないかとということで話がまとまり、問題はないものと思います。

議
議

長
長

以上で説明を終わります。質疑はありませんか。

これから懇談に入ります。

議

長

これで懇談を解きます。質問等ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議

長

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議

長

承認第1号 令和5年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者：税務課長 ○○、を議題にします。

それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局

資料43ページをお開きください。

承認第1号は、令和5年度地籍調査事業に伴う地目の変更について承認審査を求めるもので、調査地区は、南種子町大字○○の一部で、資料に記載してあります小字3ヶ所の範囲です。

参考資料として44ページに集計結果を添付しています。また現況確認の一覧表を別冊で添付しておりますので、お目通し願います。

令和5年度地籍調査事業における農地に関する調査筆数が合計79筆、調査前の田の筆数が54筆、調査後が1筆、調査前の畑の筆数が25筆、調査後が4筆となります。

異動事由としましては、地目変更が57筆、一部変更がゼロ筆、合筆増加が5筆、分筆登記がゼロ筆、現地確認不能が2筆、合筆閉鎖が15筆、不所在地がゼロ筆となっております。当委員会により承認された後、税務課へ回答し、閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番委員

合筆閉鎖というのはどういうことかな。

議

長

事務局。

事務局 合筆閉鎖というのは地籍を調査した時に合筆されて、その土地が存在しなくなっていることです。

議長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

6番委員 氏名が〇〇で、今の本所は中種子町ですが、住所が西之表市〇〇××番地とあるのはどうしてでしょうか。

事務局 本所は中種子町ですが、登記関係など、信用事業は西之表事業所の住所となります。

議長 これから懇談に入ります。

議長 懇談を解いてよろしいでしょうか。懇談を解きます。
ほかに承認第1号について、質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
承認第1号については、原案のとおり承認しました。

議長 以上で、第16回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。